



ブータンの文化遺産法整備に九州大学、ユネスコ、ブータン政府が連携！

概要

九州大学大学院法学研究院は、このほどブータン王国内務文化省、ユネスコ（担当：デリーオフィス）と、ブータン王国の文化遺産関係法整備を目的とする協力協定を締結しました。これを通して、九州大学大学院法学研究院は、安定的、継続的に同国の文化遺産保護に協力していきます。

■ 背景

国際文化遺産法を専門とする九州大学大学院法学研究院の河野俊行主幹教授は、平成 23 年度から文部科学省の政府開発援助ユネスコ活動費補助金を獲得し、一専門家として、ブータンの文化遺産関係法の整備を支援してきました。法整備は、現地専門家と討議を重ね、現地の事情をくみ取りながら進めていかななくてはならず、一朝一夕にできるものではありません。特に、ブータンのような個性豊かな文化が花開いている国においては慎重に作業を進める必要があります。2 年ほどの協働作業を経て、今後の作業の長期化が見込まれ、全関係当事者の、より継続的かつ安定的な取組が必要です。

■ 内容

有形文化遺産保護法、無形文化遺産保護法、さらに古文書等保護法の 3 つの法整備を、三者が協力して進める旨の協定書が、ブータン内務文化省次官、ユネスコ文化担当事務局長補、九州大学大学院法学研究院長の署名を得て 2012 年 10 月 3 日に成立しました。有効期間は 3 年間ですが、必要に応じて延長が可能となっています。

■ 効果

ブータンは、ユネスコの世界遺産条約、および無形文化遺産条約の締約国ですが、これらの条約の執行を担保する国内法が存在しません。開発が進み、また洪水的な外国文化の流入に伴い、伝統的な建造物、生活様式、価値観等が急速に変容する恐れが迫る中で、文化遺産に関する法整備を進めることは、同国にとってのみならず、国際的な関心事であるといっても過言ではありません。この協定によって九州大学大学院法学研究院、ユネスコ、ブータン政府が、担当者の交代などにかかわらず、中期目標をたてて着実に法整備を進めることができるようになります。またこのプロジェクト自体の信頼性が高まり、法整備の重要性が認知されていくとともに、法整備のための資金獲得も容易になることが期待されます。

■ 今後の展開

ブータンは、世界遺産条約及び無形遺産条約の締約国ですが、保護に必要な国内法整備ができていません。とくに世界遺産条約は法整備を締約国の義務として求めています。本取組による法整備は、世界遺産条約上の義務を果たすためのものですが、それは世界遺産条約を遺産保護のために使うという、条約本来の目的に沿ったものです。

河野主幹教授は、世界遺産条約 40 周年最終会合（平成 24 年 11 月 6-8 日、京都）のパートナーシップに関するセッションにおいて、本協定に言及しながら、ブータンにおける協働の経験を通してパートナーシップの重要性を訴えました。（参考：平成 24 年 11 月 24 日朝日新聞朝刊社説「世界遺産 40 年—日本も観光より保護を」）

一方、ブータンには法律を教える大学等高等教育機関がありません。しかし同国が安定的な立法能力を身に付けるためには、中長期的には法律分野における人的インフラ構築を支援する必要があると判断し、平成 25 年度より、九州大学大学院法学府が英語のみで展開するヤングリーダーズプログラム（YLP）（若手実務家を対象とする修士コース）の奨学金を、ブータン政府の優秀な若手官僚あるいは若手法曹に提供し、同国の人的インフラ構築支援にも乗り出します。

【お問い合わせ】

九州大学大学院法学研究院 主幹教授 河野俊行

電話：092-642-7167

FAX：092-642-7167

Mail：konoto@law.kyushu-u.ac.jp